

## 参考文書

動物の愛護及び管理に関する法律（施行は12月但し旧動管法と主旨は同じ）

### 第五章 罰則

2 愛護動物に対し、みだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行った者は、三十万円以下の罰金に処する。

（基本原則）

第二条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

## 第二章 動物の適正な飼養及び保管

### 第一節 総則

（動物の所有者又は占有者の責務等）

第五条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者としての責任を十分に自覚して、その動物を適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

犬及びねこの飼養及び保管に関する基準

### 第1 一般原則

1 犬又はねこの所有者又は占有者は、犬又はねこの本能、習性及び生理を理解し、家族同様の愛情をもって保護するとともに、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止し、及び生活環境を害することがないように責任をもって飼養及び保管に努め、並びに犬又はねこの所有者は、犬又はねこを終生飼養するように努めること。

#### 参考

東京都動物の保護及び管理に関する条例  
（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

三 飼い主 動物の所有者（所有者以外の者が飼養する場合は、その者を含む。）をいう。

### 第2 健康及び安全の保持

#### 1 給餌及び給水

犬又はねこの所有者又は占有者は、犬又はねこの種類、発育状況等に応じて適正に飼料及び水の給与を行うように努めること。

### 第5 その他

#### 1 繁殖制限

犬又はねこの繁殖を希望しない所有者は、去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を行うように努めること。

#### 2 譲渡又は引取り

(1) 犬又はねこの所有者は、やむを得ず犬又はねこを継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該犬又はねこを譲渡するように努め、新たな飼養者を見出すことができないときは、都道府県知事（法第7条第1項に規定する政令で定める市の住民にあっては、当該市の長）に引取りを求めること。

犬及び猫の引取り並びに負傷動物の収容に関する措置要項について（通知）

総管第237号 昭和50年4月5日

各都道府県知事 各政令市長 殿

総理府総務副長官

動物の保護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第7条第6項（第8条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、標記の措置要項が別添のとおり定められたので、命により通知します。おって、施行に当たっては、次の事項に留意するように特段の御配慮を願います。

2 所有者又は拾得者から引取りを求められたとき、若しくは施設に引取り又は収容した犬又はねこについては、飼養の継続、飼養希望者又は所有者の発見に努める等できるだけ生存の機会を与えるようにすること。

## 野良猫への餌付けはやめましょう

『野良猫が公園の砂場にふんをして、うじ虫が出てきた。』  
『ごみの集積場においたごみ袋が猫に荒らされて散らかってしまった。』  
『猫が車や網戸にキズをつけてしまった。』 などの苦情が最近、市へ多く寄せられています。

これらのほとんどが野良猫によるものです。

野良猫に「かわいそう」という気持ちだけで、不用意に餌を与え続けると集団となって近隣に不快な思いをさせたり、場合によっては危害を加えたりと多くの人の迷惑になることが多く、不幸な生命をつくることにもなります。

現在発生している問題を知り、住み良いまちとするために、野良猫への餌付けはやめましょう。

また、飼っていた猫に子猫が生まれても自分で飼うことができなかつたり、飼ってくれる人が見つからない場合に、誰かが捨ってくれるだろうと安易な気持ちで捨てないで下さい。捨てられた猫は飢え・寒さ・病気などで無惨な死をむかえるか、野良猫となり、みんなに迷惑をかけたり、虐待されたりします。

このような場合は、保健所に引取りを依頼して下さい。

引取りは、毎週火曜日の午前9時20分に香取保健所で行なっていますので、印鑑を持って時間までに香取保健所玄関前で手続きをして下さい。

人と動物との調和のとれたまちをつくるために、皆様のご協力をお願いします。

佐原市役所 環境保全課  
0478-50-1213

## 佐原市役所 環境衛生課 殿

佐原市役所は動物の法律に準拠した住民指導や法の浸透を普及啓発してください。

佐原市役所は法律の精神に基づかない扇動をねこからの侵害を訴える住民の主観に基づき行っています。動物は命あるものであることに鑑み、人との共生に配慮する適切な指導を望みます。

右参考文書を添えて、法に準拠した対策啓発文書の再発行及び適切な普及啓発と住民指導を望みます。ねこの所有者または占有者を定義しない佐原市は、外で暮らす全てのねこを飼い主のいないねことする断定はできません。

ねこは多数の飼い主を持つ場合があり、飼い主には適正な終生飼養及び繁殖制限などの責務がありますが、給餌の禁止や、みだりな引き取りを役所が推奨することはできません。

また、佐原市が引き取ったねこには生存の機会を与えなくてはなりません。

佐原市は住民に対するねこからの侵害を防ぎながら、外で暮らす愛護動物のねこの適正な終生飼養に努め、さらに周辺的生活環境の保全に係わる措置を行います。給餌禁止や引き取り推奨は当該の措置に準拠しません。

また、地域住民の理解を得られるねこの適正な飼養対策は全国各地で実行されています。

総理府動物保護行政担当に指導を仰ぐなどの善処を望みます。

平成12年 月 日  
アニマルウエルフェア連絡会共同代表  
webどーぶつネットワーク共同代表

住所

氏名